平成３０年（フ）第２８号
茨城県日立市大久保町４丁目２番22―１号、旧住所茨城県日立市金沢町７丁目４番８号
債務者　橋本　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３０号
茨城県北茨城市磯原町磯原１丁目20番地　グリーンハイツ103、前住所茨城県日立市多賀町１丁目７番13―102号
債務者　小松恵里香
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３１号
茨城県北茨城市華川町車1059番地
債務者　柴田　照男
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３２号
茨城県北茨城市華川町車1059番地
債務者　柴田小百合
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第５１号
茨城県古河市上辺見596番地１　スズキハイツ101号
債務者　野本　良子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第４６号
富山市水橋辻ヶ堂2576番地
債務者　中山久美子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１５号
愛知県常滑市多屋字茨廻間１番地の634
債務者　二宮　研二
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１６号
愛知県常滑市多屋字茨廻間１番地の634
債務者　二宮　美樹（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５９号
名古屋市港区野跡５丁目３番５―304号（稲永荘）、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目407番地　グランドヒルズ佐藤201号
債務者　甲斐　重保
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３７０号
名古屋市瑞穂区直来町２丁目14番地の１　ＲＸ神宮前405号
債務者　阿部　　隆
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
滋賀県近江八幡市中小森町122番地（208号）
債務者　奥　　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第８２号
愛媛県松山市木屋町３丁目11番地３　エトワール木屋町912号
債務者　高野　洋子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１４１０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東２丁目15番19号
破産者　株式会社絆
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７号
富山市下大久保1907番地12
破産者　株式会社みんなのえがお
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６４７号
大阪府箕面市船場東２丁目５番47号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番１号
破産者　宇野株式会社
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３５号
（最後の住所）横浜市港北区大豆戸町480番地１　菊名ハイツ１―204　山田方
破産者　亡大庭光雄相続財産（開始決定時の表示大庭光雄）
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日３丁目127番地
破産者　有限会社浅利金物店
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所新宮支部